



Title	徳川家康の国家観と朝廷政策
Author(s)	野村, 洋子
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49132
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	野村 (吉田) 洋子
博士の専攻分野の名称	博士 (文学)
学位記番号	第 21678 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	徳川家康の国家観と朝廷政策
論文審査委員	(主査) 教授 村田 路人
	(副査) 教授 平 雅行 准教授 飯塚 一幸

論文内容の要旨

本論文は、慶長 5 年 (1600) の関ヶ原の合戦から元和元年 (1615) の「禁中并公家中諸法度」制定までの時期における徳川家康の国家構想を、家康の対朝廷政策という側面から論じたものである。本論文は、序章と 4 つの章、および終章から成り、400 字詰原稿用紙に換算して約 375 枚の分量である。

序章では、従来の近世天皇・朝廷研究を振り返り、当該期の天皇・朝廷についての評価が定まっていないこと、朝幕の確執や幕府の朝廷統制という面が重視されすぎてきたことなどを指摘した上で、本論文の課題は、家康が新たな政権の中に天皇・朝廷をいかに位置づけようとしたのかを検討することであるとしている。

第一章「江戸時代における朝廷の存在形態と役割—『禁中并公家中諸法度』の規定から—」では、家康が、朝儀を再興するために豊臣期に崩壊した公家官職制を再編したこと、朝儀挙行の条件を整えるための朝廷編成である「禁中并公家中諸法度」の制定は、その延長線上に位置づけられることを証明している。

第二章「豊臣秀頼と朝廷」は、慶長 19 年 (1614) の大坂冬の陣のきっかけとなった方広寺鐘銘事件について新たな歴史的位置づけを試みたものである。朝廷との関係を深め、関白就任の可能性もあった豊臣秀頼が家康の地位を脅かす危険性があったこと、方広寺鐘銘事件は、国家的意味合いを有する法要を停止させ、朝廷と豊臣氏との関係を断ち切ろうとしたものであったことを論証している。

第三章「江戸幕府の成立と地下官人」では、朝儀挙行の実務的な担い手であった地下官人のあり方について、三催 (押小路家、壬生家、平田家) の地下官人編成機能および地下官人の役負担という側面から検討し、17 世紀初期の地下官人朝儀挙行体制が、朝儀の円滑な挙行という点においてさまざまな矛盾を抱えていたこと、幕府はこの矛盾を認識し、介入を図ったことを明らかにしている。

第四章「元和改元にみる徳川家康の国家観と朝廷政策」では、改元は「天下の政」であったという理解を前提に、「禁中并公家中諸法度」における改元規定と元和改元の経緯を検討し、改元に際し、朝廷は正式な形で朝儀である陣儀を行うことを求められたとしている。

終章では、各章の要約を行うとともに、関ヶ原の合戦後の家康の対朝廷政策は、朝儀挙行のための組織として、朝廷のあり方を再編したものであったことを強調している。

論文審査の結果の要旨

徳川氏が関ヶ原の合戦で霸権を握ったあと、どのような理念のもと、いかなる国家を建設しようとしたのかは、幕藩制国家論の主要なテーマであるといってよい。幕藩制国家の建設にあたり、前代以来の権威と一定の国家的機能を有していた天皇・朝廷を新国家の中にどのように位置づけるかは、徳川家康をはじめとする当時の政権担当者たちの緊急の課題であった。これについては、一定の研究史があるが、その多くは、朝幕間の確執や幕府による天皇・朝廷の圧伏・統制という観点から論じられたものであった。このような研究状況に対し、申請者は本論文において、天皇・朝廷の国家的機能という観点から、家康の対天皇・朝廷政策を検討し、新たな見方を提示することに成功したといえる。

本論文の最大の意義は、家康が豊臣期に崩壊していた公家官職制を、朝儀挙行のために再編したことを明らかにし、その理解を基礎に、「禁中并公家中諸法度」制定の目的について、従来とまったく異なる見解を打ち立てたことである。従来、「禁中并公家中諸法度」は幕府が天皇・朝廷を統制するために制定されたとする見方が一般的であったが、申請者は、幕府が新国家を建設・維持していく上で不可欠であった朝儀挙行のための条件整備ととらえたのである。この見方は、「禁中并公家中諸法度」研究において画期的であるだけでなく、幕藩制国家論の中にはじめて朝儀を位置づけたという点でも意義がある。

また、朝儀挙行の実務を担った地下官人組織の実態や、朝儀挙行に伴う下米支給システムを、史料的制約の大きい中、新たな史料を発掘して明らかにしたことにも意義深い。地下官人については、近年注目されつつあるが、本論文は、朝儀挙行の担い手という観点から行われた最初の本格的研究といえる。

その他、方広寺鐘銘事件の原因について新たな見方を提示したこと、従来知られていなかった豊臣秀頼の左大臣任官の可能性を示す史料を初めて紹介したこと、元和改元の意義を朝儀挙行とのかかわりにおいて論じ、朝廷の国家的役割を再確認したことも注目される。

以上のように、本論文は、幕藩制国家成立期における幕府の対天皇・朝廷政策について、従来のイメージを大きく変えるとともに、幕藩制国家の枠組そのものを問い合わせ直すきっかけを与えたという点において多大の意義を有するものであり、今後の幕藩制国家論研究にとって、無視し得ないものである。もちろん、本論文にも問題がないわけではない。本論文のキー概念である朝儀の実態については検討が十分なされておらず、また、動態的な政治史分析の中で家康の対天皇・朝廷政策を考えるという意識がやや稀薄である。序論における研究史整理も、強引さが感じられる部分がある。しかし、これらの問題点は、本論文の価値に較べれば、小さなものというべきである。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。